

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について（資料1）
2. 「新春の宴」の決算報告について（資料2）
3. 全理連特別講師の再任について（資料3）
4. 全理連専門講師の再任について（資料4）
5. 令和7年度組織強化運動の結果報告について（資料5）
6. 令和7年度共済加入促進運動の結果報告について（資料6）
7. 関係団体の各種会議について（資料7）

◎協議事項

1. 令和8年度事業計画・執行細目について（資料8）
2. 「各組合などへの物価高騰への支援助成金」組合別の金額について（資料9）
3. 三重県組合理事長の変更について（資料10）
4. 連合会役員の委員就任状況の一部変更について（資料11）
5. BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）の競技種目について（資料12）
6. 全理連中央講師資格認定審議会の結果報告について
 - (1) 全理連中央講師の任期更新および名誉講師の認定結果について（資料13）
 - (2) 全理連中央講師資格認定結果について（資料14）
7. 教育制度委員会からの報告について
 - (1) 全理連中央講師に関する規程の一部改訂について（資料15）
 - (2) 令和7年度全理連教育功労者顕彰の候補者について（資料16）
8. ㈱全国儀式サービスとの契約内容の一部変更について（資料17）
9. 令和8年度共済加入促進運動の実施について（資料18 差替資料）
10. 団体生命共済の幹事会社変更に伴う災害保険金の一部改訂について（資料19）
11. 団体生命共済および年金共済の委託割合（シェア）改訂について（資料20 差替資料）
12. その他
 - (1) 3・9（スリー・ナイン）レディスカット・業づくり キャラバン計画
（儲かる業づくり事業）（資料21、21-2当日配布）
 - (2) 出張理容の対象範囲の拡大について（資料22 当日配布）

資料1

会 議 日 誌

令和8年1月14日～2月24日

8. 1/14 第8回正副理事長打合せ

◎打合せ事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 正副理事長打合せ等の日程変更について ----- 了承
3. 生活衛生改善貸付（衛経）の推進について ----- 了承
4. 関係団体の各種会議について ----- 了承
5. サロン就業後の修学等の取り組みについて ----- 了承
6. 「各組合などへの物価高騰への支援助成金」の支出承認の件（案）について ----- 了承
7. 令和8年秋の黄綬褒章候補者の推薦について ----- 了承
8. 令和8年卓越技能者表彰候補者の推薦について ----- 了承
9. 「仮称・BBジャパノカップ2026（第78回全国理容競技大会）」第4部門の競技事項（案）について ----- 了承
10. 全理連中央講師会創立50周年記念祝賀会について ----- 了承
11. 全理連ナショナルチームの編成について ----- 了承
12. 2026OMCアジアカップへの参加について ----- 了承
13. 2026OMCアジアカップ 個人戦およびジュニア部門出場選手の募集結果ならびに参加について ----- 了承
14. 全理連毛髪相談室から「ZENRIREN HAIR ACADEMY（全理連ヘアアカデミー）」への移行（案）について ----- 了承
15. 2026年地球温暖化防止対策「連合会クールビズ20周年記念企画」の実施について 了承
16. 『LUUP（ループ）』の契約について ----- 了承
17. 団体生命共済改訂に伴う第一生命(株)社員の派遣等について ----- 了承
18. 嘱託職員（本田総務組織課課員・八巻総務組織課課員・古高教育広報課課員・大橋事業共済課課員・宮間事業共済課課員）の再雇用について ----- 了承
19. その他
- (1) 3・9（スリー・ナイン）レディスカット・業づくり キャラバン計画（儲かる業づくり事業） ----- 了承
20. 第6回常務理事会（1/15）並びに第6回理事会（1/23）の協議日程について ----- 了承

8. 1/15 第6回常務理事会

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承

◎協議事項

1. 令和8年度事業計画(案)について ----- 了承

2. 令和8年度収支予算(案)について ----- 了承
3. 令和8年度借入金最高限度額について ----- 了承
4. 理容総研・将来像検討委員会からの答申について ----- 了承
5. 正副理事長打合せ等の日程変更について ----- 了承
6. 第195臨時総会・評議員会の運営について ----- 了承
7. ヘアなびの有償オプション追加とオンラインセミナーの実施について ----- 了承
8. その他

(1) 登録無形文化財申請について ----- 了承
[当日配布]

◎報告事項

1. 生活衛生改善貸付(衛経)の推進について ----- 了承
2. 関係団体の各種会議について ----- 了承

◎協議事項

1. サロン就業後の修学等の取り組みについて ----- 了承
2. 「各組合などへの物価高騰への支援助成金」の支出承認の件(案)について ----- 了承
3. 「仮称・BBジャパンカップ(第78回全国理容競技大会)」第4部門の競技事項(案)につい
て ----- 了承
4. 全理連ナショナルチームの編成について ----- 了承
5. 2026OMCアジアカップへの参加について ----- 了承
6. 全理連毛髪相談室から「ZENRIREN HAIR ACADEMY(全理連ヘアアカデミー)」への移行
(案)について ----- 了承
7. 2026年地球温暖化防止対策「連合会クールビズ20周年記念企画」の実施について ----- 了承
8. 『LUUP(ループ)』の契約について ----- 了承
9. 団体生命共済改訂に伴う第一生命(株)社員の派遣等について ----- 了承
10. その他

(1) 3・9(スリー・ナイン)レディスカット・業づくりキャラバン計画
(儲かる業づくり事業) ----- 了承

11. 嘱託職員(本田総務組織課課員・八巻総務組織課課員・古高教育広報課課員・大橋事
業共済課課員・宮間事業共済課課員)の再雇用について ----- 了承
12. 第6回理事会(1/23)の協議日程について ----- 了承

8. 1/23 第6回理事会

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 生活衛生改善貸付(衛経)の推進について ----- 了承
3. 関係団体の各種会議について ----- 了承

◎協議事項

1. 令和8年度事業計画(案)について ----- 了承

2. 令和8年度収支予算(案)について ----- 了承
3. 令和8年度借入金最高限度額について ----- 了承
4. 「各組合などへの物価高騰への支援助成金」の支出承認の件(案)について ----- 了承
5. 理容総研・将来像検討委員会からの答申について ----- 了承
6. 正副理事長打合せ等の日程変更について ----- 了承
7. 第195臨時総会・評議員会の運営について ----- 了承
8. ヘアナビの有償オプション追加とオンラインセミナーの実施について ----- 了承
9. 「BBジャパンカップ(第78回全国理容競技大会)」第4部門の競技事項(案)について ----- 了承
10. 全理連ナショナルチームの編成について ----- 了承
11. 2026OMCアジアカップへの参加について ----- 了承
12. 全理連毛髪相談室から「ZENRIREN HAIR ACADEMY(全理連ヘアアカデミー)」への移行
(案)について ----- 了承
13. 地球温暖化防止対策事業 全理連対応20周年記念企画について ----- 了承
14. 『LUUP(ループ)』の契約について ----- 了承
15. 団体生命共済改訂に伴う第一生命(株)社員の派遣等について ----- 了承
16. その他
- (1) 3・9(スリー・ナイン)レディスカット・業づくりキャラバン計画
(儲かる業づくり事業) ----- 了承
- (2) 登録無形文化財申請について ----- 了承
17. 嘱託職員(本田総務組織課課員・八巻総務組織課課員・古高教育広報課課員・大橋事
業共済課課員・宮間事業共済課課員)の再雇用について ----- 了承

<連合会関係団体>

=全国理容政治連盟中央会=

- 8.1/14 第1回正副会長・幹事長打合せ
- 8.1/15 第1回常任執行委員会
- 8.1/23 第1回執行委員会、第65通常総会

=特定非営利活動法人全国理美容NPO法人=

- 8.1/14 第1回正副理事長打合せ
- 8.1/15 第1回理事会

=公益財団法人 日本エステティック研究財団=
第17回評議員会(書面総会)

=公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター=
8.2/16 第2回理事会

資料 3

全理連特別講師の再任について

「全理連中央講師に関する規程」第9条に基づき、全理連特別講師に下記の者を再任いたしたくご提案申し上げます。

記

三浦 和伸（北海道組合）

1. 再任理由 技術を売るだけではなく、幅広い意味でのサービスを展開するサロン経営を図っていく必要があるが、そのための講師が不足している現状を鑑み、特別講師として再任し、後進の指導および業界の発展のためその任に当たってもらうこととする。
2. 担当科目 トータルプロデュース
3. 任 期 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

槻舘 一信（岩手県組合）

1. 再任理由 パーマにおける新還元剤や、酸と熱を使ったトリートメント等、急速に進化している薬剤等に精通しており、この分野は今後とも重要な分野であるため特別講師として再任し、後進の指導および業界の発展のためその任に当たってもらうこととする。
2. 担当科目 ケミカル
3. 任 期 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

中嶋 聡（茨城県組合）

1. 再任理由 技術を売るだけではなく、幅広い意味でのサービスを展開するサロン経営を図っていく必要があるが、そのための講師が不足している現状を鑑み、特別講師として再任し、後進の指導および業界の発展のためその任に当たってもらうこととする。
2. 担当科目 トータルプロデュース
3. 任 期 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

【参考】

全理連中央講師に関する規程（抜粋）

（特別講師）

第9条 第2条（講師の委嘱）及び第7条（名誉講師）の規定にかかわらず、連合会の教育事業に関する指導実施の責務を果たすため、とくに必要と認められる場合は、理事長は認定委員会の認定を経ることなく、臨時に専門科目について講師を委嘱することができる。

- 2 前項により委嘱する講師は、特別講師とし、講習ごとに任期を定める。

資料4

全理連専門講師の再任について

下記、全理連専門講師につきましては、本年3月31日をもって任期満了となりますが、連合会が行う事業推進に今後とも必要であるものと想定されますので再任いたしたく存じます。

なお、再任にあたっては活動の有無および更新希望の意思確認を行いました。また、委嘱期間は令和8年4月1日より令和9年3月31日までの1年間とし、以後、必要に応じて1年ごとに更新するものといたします。

記

医療用ウィッグ

田村 和子 秋田県組合

白山 功子 奈良県組合

森田ルミ子 愛媛県組合・エステティシャン

BB 着付け

荘司 礼子 国際文化理容美容専門学校渋谷校・国分寺校理事長兼校長
元日本エステティック協会会長

BB エステティック

石山 緑 愛媛県組合

森田ルミ子 愛媛県組合・エステティシャン

荘司 礼子 国際文化理容美容専門学校渋谷校・国分寺校理事長兼校長
元日本エステティック協会会長

ヘア・カウンセラー

村越 祐弐 北海道理容美容専門学校

大森 政明 埼玉県組合

叶井 寿 石川県理容美容専門学校

宍戸 裕介 広島県理容美容専門学校

山根 弘行 島根県組合

資料5

令和7年度組織強化運動の結果報告について

1. 運動実施期間

令和7年4月1日～令和7年12月末日までの9カ月間

2. 組合員数の集計結果（別紙1）

・加入者数 79名（新規加入 67名、新規以外 12名）

※注：新規以外とは休業後の復帰など。

・脱退者数 1,373名（転廃業 610名、転廃業以外 763名）

※注：転廃業以外とは脱退後も理容業を継続している場合。

・差引増減 ▲1,294名

3. 新規組合員・加入奨励金と加入協力金（別紙2）

運動期間中に新規組合員を獲得した支部に、加入奨励金として新規加入1人につき10,000円を組合経由にて支給。新規組合員を獲得した器具商はなし。

・新規加入 67名 × 10,000円 = 670,000円

4. 新規組合員アンケート調査（別紙3）

令和7年度組織強化運動の期間に加入した新規組合員を対象としてアンケート調査を実施した。回答数は51名であった。

令和7年度新規加入組合員アンケート調査 集計結果 (総回答数 51名)

問1 あなた(組合員の方)およびお店の概要について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

① 性別

- 1 男性 39名 (76.5%) 2 女性 12名 (23.5%)

② 年齢

- 1 50歳未満 34名 (64.4%) 2 50歳以上 17名 (33.3%)

③ 従業者数(本人含む)

- 1 1人 31名 (60.8%) 2 2人 11名 (21.6%) 3 3人以上 9名 (17.6%)

問2 あなた(組合員の方)の今回の理容組合への加入状況について、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

- 1 初めて加入した。 41名 (80.4%)
2 以前加入していて脱退したが、再加入した。 10名 (19.6%)

問3 問2で「1 初めて加入した」と回答された方にお尋ねします。あなた(組合員の方)が理容組合のことを知ったきっかけについて、該当する番号を○で囲んでください。(複数回答可)

- 1 同業者 33名 (64.7%) 2 理美容器具商 0名 (0%)
3 日本政策金融公庫 9名 (17.6%) 4 生活衛生営業指導センター 1名 (2%)
5 保健所 0名 (0%) 6 衛生講習会 0名 (0%)
7 その他 2名 (3.9%)・・・親が組合員、支店が加入した

問4 あなた(組合員の方)が理容組合に加入することを決めた理由について、該当する番号を○で囲んでください。(複数回答可)

- 1 理美容器具商さんの説明を聞いたかった。 2名 (3.9%)
2 組合が実施する講習会や福利厚生事業(スポーツ・レクリエーション・親睦旅行等)に参加したかった。 14名 (27.5%)
3 組合の共済に加入したかった。 10名 (19.6%)
4 日本政策金融公庫の低利融資を受けたかった。 24名 (47.1%)
5 同業者や地域での人脈を作りたいかった。 14名 (27.5%)
6 その他 14名 (27.5%)
・近隣の組合員と関係が良好 ・父の勧め
・求人募集のため ・別店舗が加入しているため
・仙台が加入していたため ・共済に加入できるから
・中央理美容専門学校の就職ガイダンス参加への条件だったため

資料6

令和7年度 共済加入促進運動の結果報告について

1. 加入促進運動期間の加入実績

団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得・医療)の加入実績は、別紙1の一覧表のとおりです。

2. 団体生命共済(小型制度)加入促進キャンペーンの特典

A賞商品券(10,000円分)の団体生命共済(小型)の新規加入者109名とB賞商品券(3,000円分)の当選者(既加入者300名をコンピューターで抽選)が決定いたしました。

発表は当選者への賞品の発送をもって代えさせていただきます。

※各組合には当選者名簿を送付いたします。

3. 共済加入促進事業

(1) 報奨金の支給

① 新規加入報奨金

団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得)、療養補償共済(医療)の新規加入者に対する報奨金は、別紙2の一覧表のとおりです。

② 加入実績報奨金

火災共済、団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得)、療養補償共済(医療)の加入実績に応じた報奨金は、別紙3の一覧表のとおりです。

(2) 委託生命保険会社営業社員の表彰

団体生命共済(小型)3人以上を新規獲得した下記2名の営業社員に、副賞(カタログギフト)を贈呈いたします。

◎ 表彰社員

| | | 獲得人数 | 口数 | カタログギフト |
|--------------|-------------|------|-----|------------------------|
| ジブラルタ生命保険(株) | 田中 健一 (東京都) | 21名 | 21口 | 30,000円相当 (10人以上獲得) |

| | | | | |
|-----------|------------|------|----|-----------|
| 太陽生命保険(株) | 村岡 皓 (埼玉県) | 3.5名 | 9口 | 10,000円相当 |
|-----------|------------|------|----|-----------|

(3人以上獲得子ども特約0.5人換算)

資料7

関係団体の各種会議について

令和8年1月14日～2月24日

公益財団法人 日本エステティック研究財団

◎第17回評議員会（書面開催）

議 題 第1号議案 理事の選任の件

（概 要） ・（第1号議案）天辰文夫理事の辞任に伴い、その後任として黛照男日本エステティック業協会会長を1月30日付で選任した。

◎第2回理事会

- 日時 令和8年2月16日(月) 午後2時
- 場所 全国生衛会館4階大会議室
- 議題 第1号議案 令和8年度事業計画書(案)の承認を求める件
第2号議案 令和8年度収支予算書(案)の承認を求める件
第3号議案 特定資産(会館修繕積立資産)の取り崩しに関する件
第4号議案 職員給与規定の改定に関する件
第5号議案 令和7年度第3回評議員会の開催に関する件
その他

- (概要)
- ・(第1号議案・第2号議案) 令和8年度事業計画案(連絡調整・指導事業、研修事業、消費者対応事業、情報ネットワーク事業、経営安定化事業、生衛業経営基盤強化事業、生衛業経営支援事業、衛生水準確保・振興調査研究事業、受動喫煙防止対策事業、標準営業約款事業等)並びに事業活動収入合計7億76万7,800円、同支出合計7億1,467万5,800円とする収支予算案が示された。
 - ・(第3号議案) 全国生衛会館の建物、設備等に関する調査結果等を受け、シーリングの打ち替え、外壁の補修、エレベーターの交換、照明のLED化を実施することに伴い、その経費を特定資産(会館修繕積立資産)から取り崩すことが了承された。
 - ・(第4号議案) 人事院勧告に基づき「職員給与規定」を変更することが了承された。
 - ・(第5号議案) 第3回評議員会を令和8年3月26日(木)午後2時20分から開催することが了承された。

令和8年度 事業計画・執行細目

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|---|
| <p>「総合振興対策関係」</p> <p>1. 総合対策事業の検討推進</p> <p>(1) 連合会基本理念の推進</p> <p>連合会基本理念である①法令順守・社会参加、②営業支援、③後継者育成に基づき、魅力ある豊かな理容産業創造のための具体的方策を推進する。</p> <p>(2) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営</p> <p>理容産業が繁栄するための基本的、専門的な研究を行い、営業支援をはじめとする各種施策を提言する。（「連合会将来像検討委員会」や「儲かる業づくり推進委員会」が、それぞれの内容について研究提案）</p> <p>(3) 儲かる業づくりの「女性集客」にむけた徹底研究とその実現にむけた行動を起こす</p> <p>(4) 「ヘアなび」等を活用したデジタル化の推進</p> <p>(5) 衛生的で高度な日本の「理容」の文化遺産への推薦・登録にむけた取り組み</p> <p>世界に誇る日本の理容技術をクールジャパンとして未来に残すべく、行動を起こす。</p> <p>(6) 予算委員会および財政検討打合会の開催</p> <p>連合会の財政状況について、経費の節減・合理化のための</p> | <p>1. 総合対策事業の検討推進</p> <p>(1) 連合会基本理念の推進</p> <p>① 法令順守・社会参加事業の実施</p> <p>② 理容業の生産性向上に資する営業支援事業の実施</p> <p>③ 魅力ある豊かな理容産業創造のための理容師後継者育成事業の実施</p> <p>(2) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営</p> <p>理容産業が繁栄するための基本的、専門的研究を行い、生活衛生関係営業対策事業費補助金（国の補助金事業）で示された先進的モデル事業をはじめ各種施策を提案する。</p> <p>連合会将来像検討委員会では、理美容のあり方や連合会の財政等、業と連合会の将来像に関する研究を行い提言する。</p> <p>(3) 儲かる業づくりの「子供から年配者までの幅広い集客」にむけた徹底研究とその実現にむけた行動を起こす。</p> <p>3・9レディスカット・業づくりキャラバンとして、「ワンレンダス」「グラデーション」「レイヤー」の理論と技術、その組み合わせによるデザイン法を学ぶ3日間の集中講習を各組合で実施し、幅広い年齢層の集客につなげる。</p> <p>(4) 「ヘアなび」等を活用したデジタル化の推進</p> <p>（「デジタル推進関係」の項参照）</p> <p>(5) 衛生的で高度な日本の「理容」の文化遺産への推薦・登録にむけた取り組み</p> <p>(6) 予算委員会および財政検討打合会の開催</p> <p>予算編成にあたり、事業内容の選択と集中と経費の合理的運用に資するため予</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|--|
| <p>見直しを長期的方策で検討する。</p> <p>(7) 協議会長会の開催</p> <p>(8) 「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の推進</p> <p>(9) 理容ボランティア事業の実施</p> <p>(10) 理容体験学習課外授業プログラムの実施</p> <p>(11) インバウンド対応事業の推進 訪日外国人客の積極的な集客にむけての理容業の魅力づくりをはじめ、その情報発信を行い、日本の人口減少による顧客減少に備え、新たな顧客層の開拓、売上増収につなげる。</p> <p>(12) ツーペ事業の普及推進</p> <p>(13) 「全国理美容NPO法人」の支援</p> <p>(14) 毛髪相談室から「ZENRIREN HAIR ACADEMY」の運営</p> <p>2. 全国的PR事業の実施</p> <p>3. 理容師法関係事業の検討推進 理容の業権の拡充強化をはかるため、時代の変化に伴う必要な諸方策について検討するとともに、その対応につとめる。</p> | <p>算委員会を開催する。</p> <p>(7) 協議会長会の開催 全国8協議会の連携による円滑な連合会運営に向けて、適宜会議を開催する。</p> <p>(8) 「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の推進 （「文化広報関係」の項参照）</p> <p>(9) 理容ボランティア事業の実施 （「組織関係」の項参照）</p> <p>(10) 理容体験学習課外授業プログラムの実施 （「総務関係」の項参照）</p> <p>(11) インバウンド対応事業の推進 訪日外国人客の積極的な集客に向けてSNS等を利用した情報発信を行う。</p> <p>(12) ツーペ事業の普及推進 （「事業関係」の項参照）</p> <p>(13) 「全国理美容NPO法人」の支援 （「総務関係」の項参照）</p> <p>(14) 毛髪相談室から「ZENRIREN HAIR ACADEMY」の運営 （「教育関係」の項参照）</p> <p>2. 全国的PR事業の実施 （「文化広報関係」の項参照）</p> <p>3. 理容師法関係事業の検討推進 令和6年度に厚生科学審議会に新設された生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会への対応等、時代の変化に伴う必要な諸方策について調査・検討し、その対応につとめる。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|---|
| <p>(1) 理容師法関係の改正変更のあった内容への対応</p> <p>(2) パンデミック対応衛生消毒2026の推進</p> <p>(3) その他</p> <p>4. 生活衛生法運用対策に関係する事業の検討推進</p> <p>(1) 振興指針・計画に基づく事業の推進</p> <p>(2) 標準営業約款の推進</p> <p>5. 生活衛生関係団体との連携による各種施策の検討推進と渉外活動の展開</p> <p>(1) 規制改革会議等に対する対応</p> <p>(2) 理容師法関係</p> <p>(3) 生活衛生法関係</p> <p>(4) その他関連事項</p> <p>6. 海外関係機関・団体等との活動の推進</p> <p>その他、必要に応じて、「全国理容振興会議」「各種調査」「適正化基準に関する検討」等を実施する。</p> | <p>(1) 理容師法の改正のあった内容への対応</p> <p>(2) パンデミック対応衛生消毒2026の推進 （「総務関係」の項参照）</p> <p>(3) その他</p> <p>4. 生活衛生法運用対策に関係する事業の検討推進</p> <p>(1) 振興指針・計画に基づく事業の推進 （「総務関係」の項参照）</p> <p>(2) 標準営業約款の推進 （「組織関係」の項参照）</p> <p>5. 生活衛生関係団体との連携による各種施策の検討推進と渉外活動の展開</p> <p>生活衛生関係団体との連携を密にしつつ、次の諸問題対応にかかる渉外活動を展開して、その実効をあげることとする。</p> <p>特に政治活動に関連する事項については、理政中央会との連携のもと所期の成果をあげるための方策を展開する。</p> <p>(1) 規制改革会議等に対する対応</p> <p>(2) 理容師法関係</p> <p>(3) 生活衛生法関係</p> <p>(4) その他関連事項</p> <p>6. 海外関係機関・団体等との活動の推進 （「文化広報関係」の項参照）</p> <p>その他、必要に応じて、「全国理容振興会議」「各種調査」「適正化基準に関する検討」等を実施する。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|---|
| <p>「総務関係」</p> <p>令和8年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の総務関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、業務運営の効率化、合理化等をはかるための諸方策を検討推進する。</p> <p>1. 連合会理事長表彰の実施 表彰基準に基づき、業界功労者に対する連合会理事長表彰を行う。</p> <p>2. 各種登録制度の実施 評議員（特別評議員含む）・組合役員・組合支部長の登録を行う。</p> <p>3. 連合会定款・規程等の見直しおよび整備の検討 必要に応じ、適宜連合会定款・規程等の見直しを行い、その整備をはかる。</p> | <p>1. 連合会理事長表彰の実施 日 時 令和8年10月18日(日) 午後1時 (第197臨時総会・評議員会席上) 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル 被表彰者 連合会役員、組合役員等</p> <p>2. 各種登録制度の実施 (1) 連合会評議員 各組合よりの連合会評議員登録、各協議会よりの特別評議員登録を第196通常総会・評議員会までに受け付けることとし、連合会の原簿を作成し、整理・管理する。 (2) 組合役員 各組合よりの組合役員変更届により連合会の原簿を訂正し、整理・管理する。 (3) 組合支部長 各組合よりの組合支部長変更届により連合会の原簿を訂正し、整理・管理する。</p> <p>3. 連合会定款・規程等の見直しおよび整備の検討 必要に応じ、適宜見直しを行うとともに、定款・規程等の整備をはかる。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|---|
| <p>4. 各種会議等開催の実務並びに関連資料の収集整備 各種会議等開催の実務を行うとともに、関連資料の収集整備を行う。</p> <p>5. 事務処理の合理化の検討推進 連合会事務局の事務処理の合理化をはかるとともに、連合会・各組合同間における事務の円滑化をはかるため、適宜事務担当者の情報・意見の交換等を行う。</p> | <p>(1) 連合会定款・各種規程の改廃および整備 (2) 各関係団体等の定款・規程等の収集</p> <p>4. 各種会議等開催の実務並びに関連資料の収集整備 (1) 総会・評議員会・・・・・・・・・・・・・3回 (2) 理事会・・・・・・・・・・・・・7回 (3) 常務理事会・・・・・・・・・・・・・7回 (4) 正副理事長打合せ・・・・・・・・・・・・・9回 (5) 各部門委員会・・・・・・・・・・・・・1回 (6) 監事会・・・・・・・・・・・・・2回 (7) 理事研修会の開催を検討する。 (8) 新春懇話会の開催を検討する。 (9) その他必要に応じ会議を開催する。</p> <p>5. 事務処理の合理化の検討推進 (1) 連合会事務処理の合理化 ①事務の効率化をはかるため、各種事務機器のO/A化および事務用品の整備等を行う。 ②その他必要に応じ事務処理の合理化について検討を行う。 (2) 連合会・各組合同間における事務の円滑化をはかるため、適宜事務担当者間の情報・意見の交換、デジタル化推進を行う。また、各組合同間の情報共有と組合同員への情報提供を兼ねて、連合会ホームページで、了承、承認された会議資料を掲載する。 (3) 必要に応じて関係各機関の研修会等への職員の派遣を行う。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|--|
| <p>6. 社会保険制度導入の推進</p> <p>7. 総務部門委員会の開催</p> <p>8. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営</p> <p>(2) 協議会長会の開催</p> <p>全国8協議会の連携による円滑な連合会運営をめざすとともに、時代に沿った事業の検討・提案を行う。</p> <p>(3) 各種調査の実施と調査結果の刊行</p> <p>(4) 「全国理美容NPO法人」の支援</p> | <p>6. 社会保険制度導入の推進 社会保険制度の充実を図り、若い理容師の業界への参入を推進する。 社会保険加入状況調査を元に、総務部門委員会で協議を行う。</p> <p>7. 総務部門委員会の開催 日時 令和8年9月2日(水) 午後1時 場所 全理連ビル会議室 打合せ事項 1. 令和8年度総務部門事業執行状況について 2. 令和9年度総務部門事業計画立案に関する事項について</p> <p>8. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営 総合振興対策より示された「全国理容総合研究所（理容総研）の運営」にかかる事務作業を行う。 (2) 協議会長会の開催 必要な事業の実施にあたって、適宜開催する。 (3) 各種調査の実施と調査結果の刊行 地方自治体の予算措置に基づく福祉理容の実態調査を実施し、調査結果を各組合に情報提供する。 (4) 「全国理美容NPO法人」の支援 全国理美容NPO法人の活動を支援し、訪問福祉理容に関する厚労省課長通知の浸透を図る。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|---|
| <p>(5) 理容体験学習課外授業プログラムの実施</p> <p>(6) パンデミック対応衛生消毒2026の推進 講習会のテーマとしては、「ポストコロナへの移行に伴う対応」をはじめ、「各店舗における衛生消毒」「感染症への対策」など、時宜にかなった適切な内容で衛生消毒講習会を開催する。</p> <p>(7) 振興指針・計画に基づく事業の推進</p> <p>(8) その他、関係機関との連携による調査への協力</p> | <p>(5) 理容体験学習課外授業プログラムの実施 講習開催に伴う費用として、一律100,000円（1組合1回）を助成する。</p> <p>(6) パンデミック対応衛生消毒2026の推進 衛生水準の維持向上をはかり、国民生活擁護のために理容師法に基づく消毒のより一層の徹底、公衆衛生の意義を再確認し、強力に推進することを目的に、厚生労働省並びに(公財)全国生活衛生営業指導センターの後援を得て、「全国衛生順守運動」を実施する。</p> <p>(7) 振興指針・計画に基づく事業の推進 総合振興対策より示された「振興指針・計画に基づく事業の推進」にかかる事務作業を行う。</p> <p>(8) その他、関係機関との連携による調査への協力</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|---|
| <p>「デジタル推進関係」</p> <p>令和8年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業のうちデジタル化関係にかかるとする業務の推進につとめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> オンラインネットワークづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 災害に強い連合会ネットワークづくりを目指し、各組合のBB防炎士と連合会事務局とのLINE接続をさらに推進し、ネットワーク拡大を目指す。 動画コンテストの実施 <ul style="list-style-type: none"> 理容業の魅力が伝わる動画を募集し、今後の理容PRに使用できる素材として活用する。 事務処理のデジタル化の検討推進 <ul style="list-style-type: none"> 連合会事務局の事務処理、連合会・各組合間における事務等のデジタル化にむけて、適宜事務担当者間の情報・意見の交換等を行う。 連合会ホームページの運営 <ul style="list-style-type: none"> ホームページの連合会管理による迅速な情報提供につとめる。 SNSを活用したPRの実施 <ul style="list-style-type: none"> X, Instagram, TikTok等のアカウントを作成・運用し、業界のイメージアップを図る。 ヘアナビ普及委員オンライン会議の実施 <ul style="list-style-type: none"> ヘアナビ普及委員によるオンライン会議を実施し、各地での推進状況の共有や、使用上の問題点等を洗い出す。 | <ol style="list-style-type: none"> オンラインネットワークづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 各組合、支部、組員への安価かつ迅速な情報発信体制づくりに向けて、各組合へLINE等を活用したネットワークづくりを依頼・推進する。各支部でのLINEグループ作成、各組合で支部長をつなぐグループ作成、各組合と連合会をつなぐグループ作成を通し、全国にピラミッド状のネットワークを構築する。 動画コンテストの実施 <ul style="list-style-type: none"> 募集、審査を行い、入賞作品を決定する。 事務処理のデジタル化の検討推進 <ul style="list-style-type: none"> 事務のデジタル化にむけて、部門間や組合間で適宜情報・意見交換を行う。 連合会ホームページの運営 <ul style="list-style-type: none"> 連合会ホームページによる迅速な情報提供を行う。 SNSを活用したPRの実施 <ul style="list-style-type: none"> SNS運用代行業者を活用し、SNSを活用して情報発信し、業界のイメージアップを図る。 ヘアナビ普及委員オンライン会議の実施 <ul style="list-style-type: none"> ヘアナビ普及委員によるオンライン会議を実施し、各地での推進状況の共有や、使用上の問題点等の洗い出しを行う。 |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|--|
| <p>7. デジタル推進部門委員会の開催</p> <p>8. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 「ヘアナビ」等を活用したデジタル化の推進</p> <p>ヘアサロンオンライン予約システム「ヘアナビ」等を活用した情報発信、オンライン予約の普及を図る。</p> <p>LINE予約機能等オプシンの充実をはかり、オンラインセミナー、説明会を開催しながら普及を推進する。</p> | <p>7. デジタル推進部門委員会の開催</p> <p>日時 令和8年9月2日(水) 午後1時</p> <p>場所 全理連ビル会議室</p> <p>打合せ事項</p> <p>1. 令和8年度デジタル推進部門事業執行状況について</p> <p>2. 令和9年度デジタル推進部門事業計画立案に関する事項について</p> <p>8. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 「ヘアナビ」等を活用したデジタル化の推進</p> <p>ヘアサロンオンライン予約システム「ヘアナビ」の保守を行いつつ、オンラインでの情報発信体制づくり、オンライン予約の普及を図る。</p> <p>新たにLINE予約機能等オプシオンを導入し、オンラインセミナー等を開催し、普及を推進する。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|--|
| <p>「教育関係」</p> <p>令和8年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の教育関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめ、教育情報の提供をとおして経営、技術の向上、収益力アップをはかるための諸方策を検討推進する。特に女性レディス集客を推進するため、ヘアスタイルの研究、技術の向上、接客方法の改善などで増収をはかる。</p> <p>1. 業界教育に関する基本施策の検討推進</p> <p>連合会が行うBBジャパンカップ（全国理容競技大会）、各種講習、講師制度の運用等教育事業の基本施策および教育制度の将来構想に関する事項を教育制度委員会で審議策定し、教育活動の推進をはかることとする。</p> <p>(1) 教育制度委員会の運営</p> <p>(2) 必要に応じて通常開催およびリモート出席等臨機応変に対応</p> <p>(3) その他、必要事項の検討</p> <p>2. 教育普及活動の実施</p> <p>BBジャパンカップ（全国理容競技大会）、各種講習、講師制度等の運用、各種視聴覚教材の検討推進、Hair Creationの設定および</p> | <p>1. 業界教育に関する基本施策の検討推進</p> <p>(1) 教育制度委員会の運営</p> <p>委員会は必要に応じて開催し、BBジャパンカップ（全国理容競技大会）、各種講習、講師制度等教育制度の将来構想について、主に次の事項について検討を行い審議策定する。</p> <p>① 各種講習・講師制度等について</p> <p>② BBジャパンカップ（全国理容競技大会）競技種目について</p> <p>③ 教育関係各種規程等の見直しおよび整備について</p> <p>(2) 必要に応じて通常開催およびリモート出席等臨機応変に対応</p> <p>(3) その他、必要事項の検討</p> <p>2. 教育普及活動の実施</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|---|
| <p>教育事業推進打合せ等をおして業界教育の普及につとめ、経営、技術の向上等の支援を積極的に推進する。また、理容師制度（業務独占）の堅持と進展のため、衛生教育のさらなる推進につとめる。</p> <p>(1) BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）の開催 理容技術の普及並びに向上を目的とし、広く社会にPRするため、鹿児島県組合の実行で開催する。また、大会名称を「BBジャパンカップ2026」として国内から広く選手を募り、特に第4部門は国際交流の観点からも海外から出場希望のあった選手は受け入れ、地方から海外へ向けた大会とする。併せて、地球温暖化防止事業が20周年を迎えるにあたり、厚労省・環境省、実行組合の協力のもと、新部門として「クルビズチャンピオンシップ2026」を企画する。</p> <p>また、ウエルカムパーティの開催については、実行組合に協力を得て進める。</p> <p>(2) 第64回技能五輪全国大会への参加 理容、美容をはじめ約40職種 of 23歳以下の青年技能者が、その技能レベルを競う同大会に連合会推薦選手を参加させることとする。また、本年度は国際大会が開催されるが、全国大会の結果、美容職種の金賞受賞者のみ年齢要件を満たし、出場意向があるため選考会では実施せず美容理容職種の代表選手の派</p> | <p>(1) BBジャパンカップ2026ウエルカムパーティの開催とBBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）の開催 ウエルカムパーティの開催は実行組合の協力を得て進めることとし、大会の具体的運営方法については、大会運営規程に基づき別途検討する。</p> <p>① BBジャパンカップ2026 ウエルカムパーティ 期 日 令和8年10月18日(日) 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル (鹿児島市与次郎1丁目8-10)</p> <p>② BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会） 期 日 令和8年10月19日(月) 場 所 西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ） (鹿児島市永吉1丁目30-1)</p> <p>競技種目 第1部門 クラシカルカット・クリエティブスタイル 第2部門 レディースカット・クリエティブスタイル 第3部門 Hair Creation-2026「Eance」 第4部門 薩摩おごじょ・薩摩準人（仮称） 第5部門 クールビズチャンピオンシップ2026</p> <p>(2) 第64回技能五輪全国大会への参加 期 日 令和8年12月4日～8日（競技は5日～6日） 場 所 愛知県</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|--|
| <p>遣に協力する。</p> <p>(3)各種講習の実施</p> <p>顧客の要望に対応できる技術と売れるサロンスタイルの普及を重点に、全理連中央講師等を活用し、次の各種講習を推進していく。また、組合講習で活用するテキストの内容が古くなったことから、技術の普及促進で儲かる業づくりへつなげる。さらに、技術の普及促進のため、店販品の販売方法を講習に盛り込む。</p> <p>①組合講習</p> <p>②組合講師承認講習</p> <p>③理容専修講習</p> <p>④大学課程・トータルプロモーション科</p> | <p>(3)各種講習の実施</p> <p>組合講習で活用するテキストは古いものから順次、技術動画を加えるなど時代にあったものにリニューアルし、サロンで売れるメニューの普及をはかる。また、顧客のヘアスタイルや髪質にあった店販品の販売促進方法を講習に盛り込み、儲かる業づくりへつなげる。</p> <p>① 組合講習</p> <p>(イ) 開催方法は、各組合とも1回（1回1科目）、令和9年2月末日までの間に開講することとする。</p> <p>(ロ) 講師派遣費は連合会が負担する。</p> <p>(ハ) 講習科目は、「Hair Creation等」および各種営業支援メニューのうちからの選択とする。</p> <p>(ニ) 必要に応じて適宜教本等を作成する。</p> <p>② 組合講師承認講習</p> <p>③ 理容専修講習</p> <p>(イ) 専修講習＝組合員およびその従業者を対象（免許取得後、間もない理容師対象）に従業に必要な知識、技術を高めるため、組合ごとに開講する。</p> <p>＝講習は、72時間（1日6時間、12日間）とする。</p> <p>④ 大学課程・トータルプロモーション科含む</p> <p>(イ) 大学課程・トータルプロモーション科</p> <p>＝免許取得後3年以上の理容師または、専修講習修了者を対象に開講する。</p> <p>＝講習は、36時間（1日6時間、6日間）とする。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|--|
| <p>⑤一般講習</p> <p>(4) 講師制度の運用 講師の認定および講師研修会を行い、講師の充実をはかり教育普及活動を推進する。また、令和8年度は全理連中央講師会が創立50周年を迎えるにあたり、5月26日正午より明治記念館において講師会50周年祝賀会を行う。なお、令和8年度においては新任講師の募集は行わない。</p> <p>(5) Hair Creation—2027の設定 理容師ならではの営業に直結した技術の普及を目的に委員会を設定し、収益力向上を図る 2027 年の Hair Creation は、レディスヘアの研究創作を行い発表することとし、動画と合わせて技術の普及につとめる。</p> | <p>⑤ 一般講習</p> <p>(イ) 所定の全理連中央講師派遣申込書により申し込む。</p> <p>(ロ) 講師派遣費等は、開催者が負担する。</p> <p>(ハ) 講習 1 回につき事務取扱料3,000円のうち2,000円を連合会へ納付する。</p> <p>(4) 講師制度の運用</p> <p>① 講師の認定</p> <p>(イ) 令和8年度は新任講師の募集は行わない。</p> <p>(ロ) 任期更新（令和9年3月31日までの任期の講師）および定年に伴う名誉講師の認定を行う。</p> <p>(ハ) 全理連専門講師（BBエス担当等）および特別講師の任期（1年）の更新を行う。</p> <p>② 講師研修会および科目別分科会の開催</p> <p>(イ) 全理連中央講師会創立50周年祝賀会を開催する。</p> <p>期 日 令和8年5月26日 正午より</p> <p>場 所 明治記念館</p> <p>(ロ) 講師会総会を5月26日に開催する。</p> <p>(ハ) 研修会を2回（春・秋）開催する。</p> <p>(ニ) 講師自主研修会を適宜開催することとする。</p> <p>(ヒ) 分科会（ヘアスタイリング、シェーブエステティック、ケミカル、トータルプロデュース）を適時開催する。</p> <p>(5) Hair Creation—2027の設定 今年度は特に、レディスヘアの研究創作に重点を置き、動画と合わせて技術の普及につとめる。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|--|
| <p>3. 教育事業推進打合会の開催</p> <p>4. 教育部門委員会の開催</p> <p>5. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 毛髪相談室から「ZENRIREN HAIR ACADEMY」の運営</p> <p>これまで運用してきた毛髪相談室は主に頭皮・毛髪の相談を中心に行ってきたが、今後はそれに加えてヘアスタイル相談や情報提供等の間口を広げる。さらに「ZENRIREN HAIR ACADEMY」に名称を変更し、WEB上で完結する運営にする。なお、ヘアカウンセリングとスナップ講習については、内容を検討・見直した後、オンデマンド配信の講習とする。</p> <p>(2) 全理連ナショナルチームの運営</p> | <p>3. 教育事業推進打合会の開催</p> <p>日時 令和8年7月1日(水) 午後2時</p> <p>場所 全理連ビル9階会議室</p> <p>打合せ事項</p> <p>1. 令和8年度連合会教育事業の推進について</p> <p>2. その他について</p> <p>4. 教育部門委員会の開催</p> <p>日時 令和8年9月2日(水) 午後1時</p> <p>場所 全理連ビル9階会議室</p> <p>打合せ事項</p> <p>1. 令和8年度事業執行状況について</p> <p>2. 令和9年度事業計画立案について</p> <p>5. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 毛髪相談室から「ZENRIREN HAIR ACADEMY」の運営</p> <p>①ホームページ運営に関する事務作業</p> <p>②講習内容の検討・見直しに関する事務作業</p> <p>(2) 全理連ナショナルチームの運営</p> <p>2026年世界理美容技術選手権大会(フランス・パリ) 出場に向けて、ナショナルチームの強化のため、適宜トレーニングを行う。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|---|
| <p>「文化広報関係」</p> <p>令和8年度における連合事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の文化広報関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、各種宣伝活動の実施をとおして理容業のイメージアップと社会的認識を高めるための諸方策を検討推進する。また、関連各種情報の提供をとおして経営、技術等の振興をはかる諸方策を検討推進するとともに、各種文化活動を実施する。</p> <p>1. 情報宣伝活動の実施</p> <p>(1) 対外情報宣伝活動の実施</p> <p>各種マスコミへの対応等により、理容業のイメージアップをはかり、社会的認識を高めるために、対外情報宣伝活動を推進する。</p> <p>① マスコミへの対応</p> <p>② その他、必要事項の実施</p> <p>(2) 対内情報宣伝活動の実施</p> <p>機関紙の発行と各種媒体等の活用により、関連各種情報の提供を行い経営、技術等の振興をはかる。また、サロン営業に活かす外国人客対応について機関紙に掲載し、組合員の営業をサポートする。</p> <p>① 機関紙「理楽 TIMES」の発行（12月号は大会特集号）</p> <p>② サロン営業に活かす外国人客対応について機関紙「理楽 TIMES」に掲載</p> <p>③ 技術（動画 QR コード）を機関紙「理楽 TIMES」に掲載し、周知・普及促進をはかる。</p> | <p>1. 情報宣伝活動の実施</p> <p>(1) 対外情報宣伝活動の実施</p> <p>① マスコミへの対応</p> <p>理容業のイメージアップをはかるため、関連各部門との連携をはかり、各種マスコミからの取材・問い合わせに対応するとともに、理容業界を PR するニュースリリースを適宜送付し、対外宣伝の充実をはかる。また、必要に応じて顧客向け店頭用ポスター等を配布する。</p> <p>② その他、必要事項の実施</p> <p>その他必要に応じて、対外情報宣伝活動を行う。</p> <p>(2) 対内情報宣伝活動の実施</p> <p>① 機関紙「理楽 TIMES」の発行（12月号は大会特集号）</p> <p>② サロン営業に活かす外国人客対応について機関紙「理楽 TIMES」に掲載</p> <p>外国人対応力を高めるバーバー英会話の掲載を行う。</p> <p>③ 技術（動画 QR コード）を機関紙「理楽 TIMES」に掲載し、周知・普及促進をはかる。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|---|
| <p>及促進をはかる。</p> <p>④ その他、必要事項の実施</p> <p>2. 各種文化活動の実施 理容業における文化的な諸活動をすすめ、情操教育の推進をはかるための諸方策を推進する。</p> <p>(1) 「理容ミュージアム」の運営 理容に関する各種資料を収集・展示し、映像と音声による解説でミュージアムの運営を充実させるとともに、理容の歴史・文化を広く一般にPRし、啓発と意義の浸透をはかる。併せて、理容ミュージアムの独立したホームページにおいては、海外に向けた日本の理容文化の歴史と道具等を公開し、外国人の認知度向上を図る。また、日本の理容サロンへ来店するよう興味をひく内容につとめる。</p> <p>3. 文化広報部門委員会の開催</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」の推進</p> <p>国が行う地球温暖化防止対策に合わせ、理容業を通しての</p> | <p>特に儲かる業づくりにつながる技術(動画QRコード)を機関紙「理染TIMES」に掲載して組合員に周知・普及促進をはかる。</p> <p>④ その他、必要事項の実施 必要に応じて、対内情報宣伝活動を行う。</p> <p>2. 各種文化活動の実施</p> <p>(1) 「理容ミュージアム」の運営 現状の運営に加えて、理容ミュージアムの独立したホームページを立ち上げ、海外に向けた日本の理容文化の歴史と道具等を公開し、外国人の認知度向上を図る。また、日本の理容サロンへ来店するよう興味をひく内容につとめる。</p> <p>3. 文化広報部門委員会の開催 日時 令和8年9月2日(水)午後1時 場所 全理連ビル9階会議室 打合せ事項 1. 令和8年度事業執行状況について 2. 令和9年度事業計画立案について</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」の推進 国が行う地球温暖化防止対策に合わせ、理容業を通しての提案、協力を行う。 今年度は、地球温暖化防止対策事業が20周年を迎えることから、記念企画として独</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|---|
| <p>提案を行い地球温暖化防止に協力する。さらに令和8年度は、連合会の地球温暖化防止事業の20周年を迎えるにあたり、厚労用・環境省と実行組合の協力のもと、10月19日、鹿児島県で開催予定の「BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）」の新部門として、「クールビズヘアチャンピオンシップ2026」を企画する。</p> <p>(2) チョキちゃんファミリーキャラクターの活用 チョキちゃんファミリーキャラクターを活用し、人々に親しみやすい理容サロンをアピールする。他に、各種イベント等に備品の貸し出しを行う。</p> <p>(3) 全国的PR事業の実施 理容業のイメージアップをはかるため、理容の魅力をアピールする各種PR事業の実施にとめる。</p> <p>① テレビPR番組の制作・放映 ② デジタル推進部門と連携したPR ③ その他関連事項</p> <p>(4) 海外関係機関・団体等との活動の推進 世界理容美容機構（OMC）および諸外国の理容関係機関・団体等と国際交流を収め、団体等との交流を行うとともに、2026年世界理容美容技術選手権大会（フランス・パリ）に向けて、日本ナショナルチームの強化のため海外における技術および情報等を収集する。</p> | <p>自の「クールビズ・アニメーションヘア（レディス・メンズスタイル2作品）部門」と「クールビズ・アニメーションヘアデザイン画部門」を国内外より募集し、上位入賞作品についてはマスコミに向けて記者発表を行う。また、ヘアスタイル部門の入賞作品を参考に鹿児島県で開催される「BBジャパンカップ2026」の特別部門として「クールビズヘアチャンピオンシップ2026」を実施する。</p> <p>募集対象：理美容師および養成校生徒、外国籍の理美容師。デザイン画は一般より国籍を問わず募る。</p> <p>募集期間：令和8年2月1日～3月末日（必着）</p> <p>(2) チョキちゃんファミリーキャラクターの活用 適宜、組合の各種イベント等に備品の貸し出しを行う。</p> <p>(3) 全国的PR事業の実施 理容業のイメージアップをはかるため、理容の魅力をアピールする各種PR事業の実施にとめる。</p> <p>① テレビPR番組の制作・放映 ② デジタル推進部門と連携したPR ③ その他関連事項</p> <p>(4) 海外関係機関・団体等との活動の推進 世界理容美容機構（OMC）および諸外国の理容関係機関・団体等と国際交流をはかるとともに、活動にかかる事務作業を行う。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|--|
| <p>「事業関係」</p> <p>令和8年度における連合事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の事業関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、全理連ビル運営の健全化をはかるための方策を検討推進する。</p> <p>1. 全理連ビルの運営</p> <p>建築後60年を経過した全理連ビルの健全な管理・運営をはかるため、各種点検を行い、適宜修繕工事等を実施する。また、全理連ビルに関する情報収集および建物や設備の劣化状況の確認を行う。</p> <p>テナントの契約形態については、普通賃貸借契約から定期借家契約への切替え交渉を行う。さらに、賃料等については、周辺の家賃相場を基準に坪単価の値上げ交渉を進める。</p> <p>また、防災・減災に関する意識をより一層高め、必要な対策について検討推進する。</p> | <p>1. 全理連ビルの運営</p> <p>(1) ビル運営関係</p> <p>各テナントの快適な環境整備につとめ、健全運営をはかり、全理連ビルの建物や設備の定期的な確認・修繕を行う。</p> <p>また、防災・減災に資する情報収集を行い、必要に応じて対策を実施する。</p> <p>(2) テナント関係</p> <p>各テナントの契約更新時に、契約形態を普通賃貸借契約から定期借家契約への移行を推進する。さらに、賃貸料や共益費の坪単価の見直しを行い、値上げ交渉を実施する。</p> <p>【令和8年度に更新を迎えるテナント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2026年4月1日契約更新予定 日本マクドナルドホールディングス(株) 1階(6.35坪) ・2026年5月1日契約更新予定 日本マクドナルド(株) 1階(55.52坪) ・2026年10月1日契約更新予定 辻・本郷税理士法人 2階(126.95坪) ・2027年3月1日契約更新予定 Reproro(株) 3階(132.13坪) <p>(3) 7階宿泊施設関係</p> <p>運営委託業者(太平ビルサービス(株))と連携し、「全理連代々木の宿」の利用者が安心・快適に利用できる環境を整える。</p> <p>また、施設使用料の見直しを行い、値上げ交渉を実施する。</p> <p>(4) 9階貸会議室関係</p> <p>設備等の整備を適宜行い、利用者が快適に利用できるようサービス向上をはかる。</p> <p>2. 理容関連用品等の推薦事業の実施</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|--|
| <p>3. 書籍・刊行物等の販売 理容業用帳簿や日報等の販売を行う。</p> <p>4. 福利厚生事業の充実・運営 組合員のための福利厚生事業として、制度の充実をはかり、周知・PRにつとめる。</p> <p>(1) 指定旅館友の会制度 組合員の利用度を向上させ、指定旅館の会員数を増加させるため各種施策を検討する。</p> <p>(2) 葬儀支援サービス 家族葬等について分析し、制度の検討推進を行う。</p> | <p>理容関連用品等の推薦に関する事務作業を行う。</p> <p>3. 書籍・刊行物等の販売 理容業用帳簿や日報等の販売を行い、その主な販売は全国理容中央学園に委託する。</p> <p>4. 福利厚生事業の充実・運営</p> <p>(1) 指定旅館友の会制度 制度および施設のPRを行い、企画委員会を開催して運営方法等について検討する。また、会員数増加を目的とした入会キャンペーンを継続実施する。さらに、宿泊補助金キャンペーンを継続実施し、組合員の利用促進を図る。</p> <p>① 各種PRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全理連ホームページや機関紙「理楽 TIMES」を活用し、制度および施設のPRを行う。 ・ 組合に対し、積極的に会員旅館の利用を促す。 ・ その他、必要に応じて各種宣伝活動を実施する。 <p>② 総会、企画委員会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会 令和8年6月頃に書面総会を実施する。 ・ 企画委員会 適宜、書面にて開催する。 <p>③ 入会キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度～9年度までの期間、新規会員旅館の募集を実施する。 ・ 入会金無料、年会費3,000円（途中加入は月割り） <p>④ 宿泊補助金キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定旅館・ホテルに宿泊した組合員およびその1親等3名までを対象に、1名につき3,000円の宿泊補助金（先着200名）を支給する。 <p>(2) 葬儀支援サービス 運営委託業者（㈱全国儀式サービス）と連携し、全理連ホームページや機関紙</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|---|
| <p>5. 事業部門委員会の開催</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 全国理容振興会議の運営 必要に応じて、理容器具商組合および関連企業との連携をはかり、理容サロンの経営向上に資する方策を推進する。 (2) ツーベ事業の普及推進</p> | <p>「理業TIMES」を活用して制度のPRを行う。 また、家族葬を取り扱っていることについても周知する。</p> <p>5. 事業部門委員会の開催 日時 令和8年9月2日(水) 午後1時 場所 全理連ビル会議室 打合せ事項</p> <p>1. 令和8年度上半期事業部門事業執行状況について 2. 令和9年度事業部門事業計画立案に関する事項について 3. その他</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 全国理容振興会議の運営 必要に応じて、適宜会議を開催する。 (2) ツーベ事業の普及推進 必要に応じて、適宜会議を開催する。 また、理容サロンの経営の安定をはかる一環として、アイシャルサプライ等々の企業との連携により、普及推進に努める。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|--|
| <p>「組織関係」</p> <p>令和8年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の組織関係にかかるとともに、組織強化の推進について検討する。</p> <p>連合会、47都道府県組合の体制強化の礎となる組合加入の推進については、全理商連との連携事業を本年度も引き続き注力していくこととする。</p> <p>1. 組織体制強化の検討推進</p> <p>(1) 組織強化対策協議会の開催および組織強化運動の実施</p> <p>組織強化対策協議会を適宜開催し、組織強化運動の実施方法等を検討するとともに、同運動の実施につとめる。</p> <p>(2) 「衛生消毒講習会」「生活衛生同業組合活動推進月間」等との連携による組織強化活動の積極的な推進</p> <p>各組合における「衛生消毒講習会」等の活動や、全国衛生中央会の「生活衛生同業組合活動推進月間」等、関係機関とも連携し、平成23年から25年に発出された厚生労働省課長通知や組合加入促進物等も有効に活かしながら、組合員の脱退防止や未加入店の加入促進に資する活動をさらに推進する。</p> <p>(3) 組合員増加策の検討</p> <p>組織部門関係会議で組合員の脱退防止や未加入店の加入促進など、組合員の増加に資する諸方を検討する。</p> | <p>1. 組織体制強化の検討推進</p> <p>(1) 組織強化対策協議会の開催および組織強化運動の実施</p> <p>①オンライン（ZOOM）会議で実施する。組織強化運動を実施し、組合員の脱退防止や新規組合員の獲得につとめる。また、来年度の組織強化運動の実施案を検討する。</p> <p>②組織対策の参考資料とするため、組織強化運動の集計データを基に、1年間の組合員の加入・脱退状況を追加調査する「組合員増減調査」を実施する。</p> <p>(2) 「衛生消毒講習会」「生活衛生同業組合活動推進月間」等との連携による組織強化活動の積極的な実施</p> <p>組織強化運動をより効果的に実施するため、連合会および各組合の各種事業や、全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生営業指導センターなど関係機関とも連携し、厚生労働省課長通知も活かしながら運動の推進をはかる。</p> <p>(3) 組合員増加策等の検討</p> <p>従来の組合加入キャンペーンと並行して、組合加入特別キャンペーンを11月に集中的に実施する。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|--|
| <p>(4) 「理容こども110番の店」制度の維持・継続 地域の安全を守るために取り組んでいる「理容こども110番の店」制度の維持・継続をはかり、地域への貢献につとめる。</p> <p>(5) ジュニアパートナー制度の各組合における導入の推進 各組合の女性部、ジュニアパートナー代表者会議をオンライン(ZOOM)で開催し、組合員増員策等、女性部および若手従業員の見聞交換を行う。</p> <p>2. 組織活動の指導推進 (1) 女性部および青年部の会議開催への支援 協議会単位で開催する女性部および青年部の会議開催費用の一部を助成する。特に女性理容師の活躍の場や女性が活きいきと働けるサロンづくりをめざす。</p> <p>3. 組織部門委員会の開催</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 理容ボランティア事業の実施 「理容ボランティアの日」(毎年9月の第2月曜日)に、全国一斉理容ボランティア活動を行い、理容師が取り組んでいる訪問理容の推進を図るとともに広く社会にアピールすること</p> | <p>(4) 「理容こども110番の店」制度の継続 地域の安全や犯罪防止活動等への協力のため各組合単位で継続して取り組み、地域社会に貢献するとともに、組合員店と未加入店との識別化をはかる。</p> <p>(5) ジュニアパートナー制度の各組合における導入の推進 女性部、ジュニアパートナー代表者会議をオンライン(ZOOM)の開催 日時 4月15日(水) 午前11時</p> <p>2. 組織活動の指導推進 (1) 女性部および青年部の会議開催への支援 協議会単位で開催する女性部および青年部会議について、それぞれ年1回に限り当該協議会傘下の組合数×2万円を協議会長宛に助成する。</p> <p>3. 組織部門委員会の開催 令和8年9月2日(水) 午後1時 場所 全理連ビル会議室 打合せ事項 1. 令和8年度組織部門事業執行状況について 2. 令和9年度組織部門事業計画立案に関する事項について</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 理容ボランティア事業の実施 各組合からの理容ボランティア事業実施状況について、報告を受ける。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|---|
| <p>とにつとめる。</p> <p>(2) 標準営業約款の推進 (公財) 全国生活衛生営業指導センターからの各都道府県の取り組み状況一覧表を各会員へ周知し、標準営業約款（Sマーク）の普及活動に活かすこととする。</p> | <p>(2) 標準営業約款の推進 標準営業約款制度の推進のため、(公財) 全国生活衛生営業指導センターと連携し、組合員店の約款登録および制度普及を図るとともに、SNS等を通じて消費者へのPR等を行う。</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|---|
| <p>「共済関係」</p> <p>令和8年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業のうち共済関係にかかる業務の推進につとめるとともに、団体生命共済の改訂内容を周知し、新規加入者の獲得および既加入者の増口加入をはかるため、組合・支部の協力を得ながら、組合員・従業員およびその配偶者への加入促進を積極的に行う。</p> <p>また、各共済事業の制度内容の見直し及び制度改善等について検討する。</p> <p>1. 各種施策の実施</p> <p>(1) PR活動の実施</p> <p>各組合における理事会や総会に保険会社営業社員を派遣し、積極的なPR活動を展開する。さらに、組合員および従業員への制度周知を目的として、機関紙への掲載やパンフレットの作成等を通じ、適宜PR活動を実施する。</p> <p>(2) 加入促進方策の検討と実施</p> <p>若年層の加入促進策として、団体生命共済改訂によるA1グループの掛金1口補助や、A1・A2グループの福利厚生制度としての「ベネフィットステーション」の付帯について積極的にアピールする。さらに、より効果的な促進方策を検討するため共済制度検討委員会を開催し、保険会社と連携して加入促進を推進する。</p> <p>(3) 共済加入促進運動の実施</p> <p>各共済制度への加入促進を行うため、期間を定めた共済加入促進運動を実施する。</p> | <p>1. 各種施策の実施</p> <p>(1) PR活動の実施</p> <p>①機関紙活用によるPRの実施</p> <p>各共済制度の周知徹底をはかるため、機関紙を活用し、適宜、各共済制度の内容を特集記事として掲載する。</p> <p>②その他必要なPRの実施</p> <p>共済パンフレットやホームページ等を活用し、共済制度の周知徹底をはかる。</p> <p>(2) 加入促進方策の検討と実施</p> <p>共済制度への加入促進をはかるため、具体的な実施作業を行うこととする。</p> <p>①第一生命(株)社員を派遣し団体生命共済の説明会を行う。</p> <p>②A1・A2グループの未加入者・既加入者をリストアップして推進を行う。</p> <p>③組合員リストから組合員店のA1・A2グループの未加入者・既加入者をリストアップして推進を行う。</p> <p>(3) 共済加入促進運動の実施</p> <p>①団体生命(小型制度)の加入促進</p> <p>団体生命共済(小型制度)の加入促進を行うため、期間を定めた加入促進運動</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|---|--|
| <p>2. 共済管理システムの改修 団体生命共済の改訂に対応するため、共済管理システムの改修を行う。</p> <p>3. デジタル化による事務処理簡素化の検討 共済事務の効率化を目的に、デジタル化による事務処理の簡素化について検討する。</p> <p>4. 制度改善の諸方策の検討 共済制度検討委員会を開催し、各共済制度の制度内容の見直し</p> | <p>を実施する。</p> <p>推進期間 令和8年4月1日から令和8年11月末日までの8カ月 (令和8年4月1日～令和8年12月1日加入分まで)</p> <p>対象共済 団体生命共済(小型制度)</p> <p>対象者 A1・A2グループ(14歳6カ月～36歳まで)の未加入者・既加入者全員</p> <p>②組合独自の共済加入促進事業への助成 組合独自の共済加入促進事業に対し、その実費上限25万円まで助成する。</p> <p>③報奨金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入報奨金【対象期間:令和8年1月1日加入分～12月1日加入分】 団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得)、療養補償共済(医療)の新規加入1名につき2,000円を組合と支部へ支給する。 ・加入実績報奨金【令和8年12月1日加入現在】 火災共済、団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得)、療養補償共済(医療)の加入実績に応じ、報奨金を組合と支部へ支給する。 <p>④委託生命保険会社営業社員への協力依頼 委託生命保険会社の担当者数を組合から全理連に報告してもらい、全理連はその人数分の「担当者証」を組合へ送付する。</p> <p>2. 共済管理システムの改修 保守会社と定期的にweb会議を行い、システムの改修を行う。</p> <p>3. デジタル化による事務処理簡素化の検討 帳票類のPDF化を行う。</p> <p>4. 制度改善の諸方策の検討</p> |

| 事業計画 | 事業執行細目 |
|--|---|
| <p>しおよび制度改善の諸方策について検討を行う。特に、年金共済の委託割合等について見直す。</p> <p>5. 共済事業推進打合会の開催 団体生命共済の改訂に関する制度内容の周知および加入推進の協力を依頼するため、4月14日に共済事業推進打合会を開催し、同時に各組合事務局へ動画配信を行う。</p> <p>6. 共済部門委員会の開催</p> <p>7. 総合振興対策に関連する事務作業</p> | <p>5. 共済事業推進打合会の開催 日時 令和8年4月14日(火) 午後1時 場所 全理連ビル会議室 打合せ事項 1. 団体生命共済の改訂について 2. 賠償責任補償共済の一部改訂について 3. 療養補償共済（医療補償コース）の一部改訂について 4. その他 ※会議の様子は各組合事務局へ動画で配信を行う。</p> <p>6. 共済部門委員会の開催 日時 令和8年9月2日(水) 午後1時 場所 全理連ビル会議室 打合せ事項 1. 令和8年度上半期共済部門事業執行状況について 2. 令和9年度共済部門事業計画立案に関する事項について 3. その他</p> <p>7. 総合振興対策に関連する事務作業</p> |

資料10

三重県組合理事長について

三重県組合より岩途戸公夫理事の三重県組合理事長および連合会理事辞任の届け出が、また、新理事長が就任した旨の届け出が令和8年1月26日に連合会に到着しました（2ページ参照）。

つきましては、「定款・定款施行規約の運用にかかる申し合せ事項」により、届け出のあった川端 清（かわばた きよし）三重県組合理事長は、令和8年1月26日付けで連合会理事に選任されたこととなります。

なお、退任された岩途理事の慰労金の支払いについては、連合会規程により3ページのとおりとなります。

【参考】

◎定款・定款施行規約の運用にかかる申し合せ事項（抜粋）

3 定款施行規約第19条第1項 役員を選任について

会員たる組合の理事長変更による任期途中の理事の選任については、会員たる組合より、書面による理事長変更の届け出が連合会に到達した日をもって、新しく理事に選任されたものとする。（平成3年10月20日第95臨時総会）

資料12

BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）の 競技種目について

10月19日（月）、鹿児島市の「西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）」で開催されるBBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）の競技種目につきまして、下記のとおり5部門制といたしたく存じます。

第6回理事会（R8.1/23）でご了承いただきました第4部門については、大会実行組合からの申し入れにより、競技種目名の変更をいたします。

また、これまで開催してきた「アデランス杯・ヘアピース」については、アデランス社の都合により協賛は難しいとの申し入れがあったことや過去の参加選手数の少なさからもヘアピース競技は行なわないことを併せてご提案いたします。

記

第1部門 クラシカルカット・クリエイティブスタイル

第2部門 レディースカット・クリエイティブスタイル

第3部門 Hair Creation—2026「Eance」

第4部門 薩摩おごじよ・薩摩隼人

第5部門 「クールビズヘアチャンピオンシップ2026」

資料14

全理連中央講師資格認定

結果報告書

全理連中央講師の資格認定について、次のとおり認定いたしましたので、ご報告申し上げます。

令和8年2月6日

全国理容生活衛生同業組合連合会
理事長 大森 利夫 殿

全理連中央講師資格認定審議会

| | |
|------|---------|
| 委員長 | 船 津 博 司 |
| 副委員長 | 行 野 欣 也 |
| 委 員 | 阿 部 忠 |
| 〃 | 山 口 幸 一 |
| 〃 | 増 田 直 也 |
| 〃 | 岡 本 幸 蔵 |
| 〃 | 山 本 賢 司 |

【経過】

令和7年度全理連中央講師資格認定は、「全理連中央講師資格認定委員会規程」に基づき
会員より令和7年8月29日までに推薦のあった16名について、次のとおり行った。

1. 書類審査

書類審査を書面で行い（令和7年10月31日締め切り）、「全理連中央講師資格認定委
員会規程」第2条に定める資格要件を確認した。

2. 論文・面接審査

令和8年2月5日・6日、提出された論文と面接による審査を行った。

3. 総合審査

推薦のあった16名について、「全理連中央講師資格認定委員会規程」第3条に定める
事項等に基づき総合審査を行い、講師としての適否に関し最終的な認定を行った結果、次
の結論を得た。

◎本審議会が全理連中央講師として認定した者

| (氏名) | (所属) | (担当部門) |
|-------------------|------|-------------|
| 市川 早希 (いちかわ さき) | 宮城県 | ヘアスタイリング |
| 小林 雄太 (こばやし ゆうた) | 千葉県 | トータルプロデュース |
| 高久 勝明 (たかく かつあき) | 神奈川県 | トータルプロデュース |
| 朝倉 慎一 (あさくら しんいち) | 神奈川県 | トータルプロデュース |
| 本田 寛 (ほんだ ひろし) | 神奈川県 | トータルプロデュース |
| 中田 和伸 (なかだ かずのぶ) | 埼玉県 | トータルプロデュース |
| 熊野 博仁 (くまの ひろひと) | 埼玉県 | トータルプロデュース |
| 小針 秀文 (こばり ひでふみ) | 東京都 | ヘアスタイリング |
| 橋爪 恵美 (はしづめ えみ) | 富山県 | トータルプロデュース |
| 松井 淳 (まつい じゅん) | 大阪府 | シェーブエステティック |
| 泥谷 誠 (ひじや まこと) | 大阪府 | ヘアスタイリング |
| 中本 欽也 (なかもと きんや) | 大阪府 | ヘアスタイリング |
| 水野 友一 (みずの ゆういち) | 大阪府 | ヘアスタイリング |
| 竹本 大明 (たけもと ひろあき) | 岡山県 | トータルプロデュース |
| 田浦 宏光 (たうら ひろみつ) | 広島県 | ヘアスタイリング |
| 川上 美紀 (かわかみ みき) | 長崎県 | ヘアスタイリング |

(以上16名)

資料15

全理連中央講師に関する規程の一部改訂について

当教育制度委員会は「全理連中央講師に関する規程の一部改正」について、令和8年2月18日開催の同委員会において審議した結果、下記のとおり成案を得ましたのでここに提案いたします。

【理由】

現在、全理連中央講師に関する規程第8条の名誉講師資格認定基準第1号に「全理連中央講師会の幹事長又は副幹事長の職に通算3年以上あった者であること」とあるが、幹事（6名）についても相当な業務にあたっていることから、「全理連中央講師会の幹事長又は副幹事長の職に通算3年以上または幹事の職に通算2期6年以上あった者」に改訂いたしたく、全理連中央講師に関する規程第8条の名誉講師資格認定基準第1号の一部を改訂いたします。

記

全理連中央講師に関する規程（抜粋）

（下線部は変更箇所）

| 現 行 | 改 訂 |
|---|---|
| (名誉講師資格認定基準) 第8条 名誉講師資格認定の基準は次のとおりとし、名誉講師の認定を受けるべき者は、第1号から第5号のうち2以上の事項を満たしていること。 一 全理連中央講師会の幹事長又は副幹事長の職に、通算3年以上あつた者であること。 二 全理連中央講師として、満15年以上従事した者であること。 三 全理連教育功労者顕彰受賞者であること。 四 業界教育・技術の振興に尽力され、特にその功績が顕著とみられる者。 五 国の技術振興表彰（現代の名工等）受章者であること。 | (名誉講師資格認定基準) 第8条 現行通り 一 全理連中央講師会の幹事長又は副幹事長の職に、通算3年以上あつた者 <u>又は幹事の職に通算2期6年以上あつた者であること。</u> 二 現行通り 三 現行通り 四 現行通り 五 現行通り |

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

資料17

㈱全国儀式サービスとの契約内容の一部変更について（案）

㈱全国儀式サービスは、現在、葬儀支援に付帯する福利厚生サービスとして「終活支援サービス（生前整理・遺品整理、相続手続、不動産売却）」を提供していますが、組合員向け福利厚生事業として「儀式サービス制度」を開始した平成17年当時には、上記サービスが未発足で、現行契約書に上記内容が含まれていませんでした。

つきましては、現状に沿った内容を契約書に反映させるため、下記のとおりご提案いたします。

記

【主な変更点】

1. 終活支援サービスの提供内容を明記
2. 責任の所在は、㈱全国儀式サービスである旨を明記
3. 令和8年4月1日より以下の3つの料金プランにリニューアル
 - ◆「充実セット」：80～90万円相当を、60万円（税抜）で提供
 - ◆「基本セット」：40～45万円相当を、24万円（税抜）で提供
 - ◆「お別れ火葬セット」：25～30万円相当を、20万円（税抜）で提供

【契約改訂日】

令和8年4月1日

以上

資料18

令和8年度 共済加入促進運動の実施について(案)

1. 現状把握・目的

団体生命共済(小型制度)の加入者数は、令和8年1月現在10,877名となっています。加入者が10,000名を下回ると配当金が削減され、団体生命共済制度の運営にも深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

つきましては、新規加入者獲得1,000名～2,000名を目標に、加入者数を10,000名以上に維持・増加することを目的として、共済加入促進運動を実施します。

2. 団体生命共済(小型制度)の加入推進

(1) 推進期間

令和8年4月1日から同年11月末日までの8カ月間とします。

(※令和8年4月1日～同年12月1日加入分まで)

(2) 対象共済

団体生命共済(小型制度)

(3) 対象者

① A1・A2グループ(14歳6カ月～36歳まで)の未加入者・既加入者全員

② 36歳以上の未加入者・既加入者

※ A1グループの1口掛金補助やA1・A2グループへのベネフィット・ステーション付帯は令和8年7月1日加入から適用されます。

(4) 推進方法

① 説明会の実施

第一生命㈱社員が各県組合理事会・総会等で、制度改訂内容および『ベネフィット・ステーション』について説明します。(5月末頃まで)

② 令和8年7月1日の組合員(賠償データ)のリストを送付

・ 組合員にA1・A2グループの未加入者がいるか確認し、A1グループは1口無料で加入できることを伝え加入を推進。

・ A1・A2グループの方には、ベネフィット・ステーションが付帯されることも案内。

③ 令和8年7月1日のA1・A2グループの既加入者リストを送付

・ A1グループは掛金1口分の補助を案内し、1口増口を推進。

・ A1・A2グループの既加入者には、ベネフィット・ステーション付帯を案内。

3. 共済加入促進事業

(1) 組合独自の共済加入促進事業への助成

組合独自の共済加入促進事業に対し、その実費を上限25万円まで助成します。

企画がまとまり次第、「実施計画書」を提出してください。

終了後、領収書コピー、明細書、広告掲載紙等を必ず添付し、3月上旬までに「実施報告書・助成金請求書」により請求してください。

【助成例】

- ①加入促進・脱退防止策の検討、制度周知徹底を目的とした組合主催の共済事業推進打合せ開催時の会場費・交通費・日当(web会議の日当も可)
- ②組合機関紙に共済体験談記事または全理連共済のPR記事を作成・掲載した場合の掲載料
- ③促進活動に参加する組合役員、県・支部共済担当者、支部長、女性部、青年部等の交通費・日当
- ④共済加入促進へ積極的に取り組んだ支部への表彰の副賞金
- ⑤新規・増口(増額)加入者の抽選景品代
- ⑥その他、共済加入促進に関する事業

(2) 報奨金の支給

①新規加入報奨金【対象期間:令和8年1月1日加入分~12月1日加入分】

団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得)、療養補償共済(医療)の新規加入1名につき2,000円を組合と支部へ支給。

②加入実績報奨金【令和8年12月1日加入現在】

下記の共済種目の加入実績に応じ、以下の報奨金を組合と支部へ支給。

| 共済種目 | 報奨金支給条件 | 報奨金額 |
|--------------|--|--------------|
| 火災 | 支部員数の90%以上が加入している支部 (※1物件100万円以上の加入が対象) | 加入1物件につき500円 |
| 団体生命 (小型) | 支部員数の90%以上が加入している支部 | 加入1名につき500円 |
| 療養補償 (所得) | 支部員数の90%以上が加入している支部 | 加入1名につき500円 |
| 療養補償 (医療) | 支部員数の90%以上が加入している支部 | 加入1名につき500円 |

(3) 委託生命保険会社営業社員への協力依頼

委託生命保険会社の担当者数を組合から全理連に報告してもらい、全理連はその人数分の「担当者証」を組合へ送付します。



全国理容連合会 共済推進担当

全国理容連合会より依頼を受けて、
只今、共済加入促進運動を行っております。
ぜひ、この機会に「全理連5共済」へのご加入
を心よりお待ちしております。

引受保険会社：第一生命・ジブラルタ生命・太陽
生命・明治安田生命・富国生命・日本生命

全国理容連合会